

告示

埼玉県選管告示第七十三号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号（他の政令において準用し、又は例による場合を含む。）の規定による不在者投票を行うことができる次の施設につき、その指定を解除した。

令和三年十月十九日

埼玉県選挙管理委員会委員長 岡田昭文

種別	施設の開設主体及び名称	所在地
老人ホーム	株式会社センチリーライフ 介護付有料老人ホーム センチューリー シティ北浦和	埼玉県さいたま市浦和区領家六 丁目三番十四号
老人ホーム	株式会社センチューリーライフ センチューリーシティ大宮公園	埼玉県さいたま市見沼区大和田 町一丁目千二百七十五番地
老人ホーム	社会福祉法人桑の実会 特別養護老人ホーム康寿園	埼玉県所沢市東狭山六丁目二千 八百三十三番地の一
老人ホーム	ライフサポート株式会社 有料老人ホーム悠楽里さいたま中央	埼玉県さいたま市中央区鈴谷八 丁目二番五号